

令和8年6月藤沢市議会定例会

議案資料

議案第20号

令和8年度藤沢市一般会計補正予算（第2号）

農林水産業費

事業名	農業者等原油価格・物価高騰対応助成費					
予算科目	款 7 項 1 目 2 細目 02 説明 02	農業水産課				
指針体系コード	4-3-31	まちづくりテーマ	都市の機能と活力を高める			
		重点施策名	地域経済循環を高める経済対策の推進			
区分	事業費	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
補正前の額	14,801	0				14,801
補正額	14,801	14,801				0
補正後の額	29,602	14,801				14,801
特定財源の内訳	(国庫支出金)	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金				14,801

< 拡充事業 > 畜産農家の飼料購入に係る経費の負担増に対する支援の拡充

【施策等を必要とする背景】

家畜に給与する飼料価格については、依然として高水準で推移しており、畜産経営を圧迫している。本市においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用し、令和4年度以降、畜産経営体質強化支援事業として、飼料購入に係る経費の負担増に対して継続的に支援をしている。今年度に入り、中東情勢の緊迫化や円安の影響により、飼料価格はさらに高騰しており、生産コストの負担軽減が急務となっている。

【市の策定する計画や条例との整合性】

第2次藤沢市都市農業振興基本計画（農業経営の安定化に向けた取組を推進）
藤沢市地産地消の推進に関する条例（地産地消の推進に関する施策を実施）

【将来にわたる効果】

畜産経営の安定化が図られ、安全・安心な畜産物が市民に供給される。

【補正事業概要】

畜産農家の飼料価格高騰による生産コストの負担軽減と今後の安定的な経営の継続を図るため、飼料購入に係る経費の負担増に対して支援の拡充を行う。

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1. 畜産経営体質強化支援事業 | 14,801 千円 |
| ・対象期間 | 令和8年4月から令和9年3月まで |
| ・交付対象者 | 藤沢市畜産会に所属する畜産農家 |
| ・交付対象飼料 | 配合飼料 |
| ・交付率 | 1/4以内から1/2以内へ引上げ |

商工費

事業名	中小企業融資制度関係事業費					
予算科目	款 8 項 1 目 3 細目 01 説明 01			産業労働課		
指針体系コード	まちづくりテーマ					
	重点施策名					
区分	事業費	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
補正前の額	892,861	0			828,000	64,861
補正額	90,000	90,000			0	0
補正後の額	982,861	90,000			828,000	64,861
特定財源の内訳	(国庫支出金)	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金				90,000
<p><拡充事業> 神奈川県中小企業制度融資「原油・原材料高騰等対策特別融資」利用者への 利子補給</p> <p>【施策等を必要とする背景】 昨今の中東情勢の緊迫化による原油等の調達不安を背景として、資材価格やエネルギー価格の高騰に加え、原油由来製品の流通が不安定になるなど、さまざまな影響が発生している。神奈川県においては、本年3月23日から中東情勢等に関する特別相談窓口を設置し、資材不足による先行き不安や融資に関する相談などが寄せられている。神奈川県が実施する中小企業制度融資のうち、原油・原材料高騰等の影響により、売上高等が減少した中小企業者等を対象とした、「原油・原材料高騰等対策特別融資」に対する需要が多く、資金繰りに不安を抱える事業者の増加も懸念される。</p> <p>日本商工会議所が従業員300人以下の会員企業に対して5月に実施したアンケートによると、経営への影響を受けている企業は9割を超え、資金繰り支援を求める声も多く、本市でも中小企業等の事業活動への影響が広がっている。</p> <p>【市の策定する計画や条例との整合性】 藤沢市産業振興計画（令和8年度～令和11年度） 基本方針Ⅰ「中小企業への総合的支援による地域経済の活力再生」 施策4「金融支援の推進」</p> <p>【将来にわたる効果】 市内中小企業等の安定的な経営</p> <p>【補正事業概要】 市内中小企業等が神奈川県中小企業制度融資における「原油・原材料高騰等対策特別融資」による融資を新たに受けた際、その借入金利子に対して補助金を交付することで、経営の安定化を図る。</p> <p>1. 中小企業融資制度利子補助金 90,000 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利子補給率 100% ・補給上限額 30万円 ・対象期間：令和8年4月～令和8年12月（利子払込期間） ※令和8年4月以降、新たに融資実行されたもの ・対象事業者数（想定）：300社 						